小さな支えが大きな安心

子育て王国 鳥取県

鳥取県における自然保育

平成30年10月22日

鳥取県知事　平井伸治

鳥取県内での自然を活かした保育

1950年代にデンマークで始まり、自然を活用した保育（幼児教育）として世界に拡大した「森のようちえん」は、県内でも広がりを見せている。

四季折々の自然のなかで保育

子どもが自由に決めて活動

異年齢の子が一緒に活動

自然豊かな鳥取県の特色を
生かした保育

身体性、精神性、知性、社会性
ともに好ましい発達（鳥取大学研究）

県外、海外からも注目

とっとり森・里山等自然保育
認証制度の創設(H27～)

県内の森のようちえん（H30.4現在）　※（）は移住者の数

市町	ようちえん名	開設	利用者
智頭町	まるたんぼう	H21	１６人（うち７人）
	すぎぼっくり	H24	１１人（うち８人）
鳥取市	いきいき成器保育園	H25	１４人
	風りんりん	H26	１７人（うち３人）
	ぱっか	H28	１５人
倉吉市	旅をする木	H28	１０人（うち８人）
伯耆町	michikusa	H26	１６人（うち１人）

自然の中で心豊かに育てる
子育てに惹かれ、移住者が増加

【移住者数】
H27：19人　→　**H30：27人**

県内の森のようちえん

○鳥取の豊かな自然、子育てがしやすい環境に惹かれて集まった移住者のチャレンジや高齢化する地域の活性化のために地域が主体となって園を運営する園など、設置経緯や運営形態はさまざまで、それぞれで特色ある活動を行っています。

【いきいき成器保育園（鳥取市）】

- 鳥取市の市街地から約12Km離れた山間部に位置し、**地元住民による協議会が運営**。
- **廃園となった保育所を市から引き継ぎ運営**。園舎を中心とした里山保育を展開。
- **成器地区の子どもはゼロ**で、園児はすべて市街地からバスで通園している。

↑ H28「森林と木材！フォトコンテスト」
林野庁近畿中国管理局長賞
受賞作品

【風りんりん（鳥取市）】

- 神奈川県出身の徳本さんは、夫のUターンにより移住した鳥取市で**森のようちえん「まるたんぼう」の魅力に惹かれ**、子どもを通わせる。
- その後、**自らも森のようちえん「風りんりん」を設立**し、地域の人の協力により森や川や山のフィールドで自然保育を行っている。

県内の森のようちえん

【空のしたひろば　すぎぼっくり（智頭町）】

○「まるたんぼう」の入園希望者の増加に対応するため、2園目の園として**移住者を中心に受け入れる園**として誕生。

○保護者のライフスタイルや子育てへの考え方によって、保育士に任せる「まるたんぼう」と**保護者としてできるだけ園の活動や保育に関わることができる**「すぎぼっくり」を選択できる。

【自然がっこう旅をする木（倉吉市）】

○世界30カ国以上旅をした得田さんは鳥取県へ移住後、徳島県の自然スクールTOECに出会い、**鳥取に自然がっこうを作ることを決意**。

○岡山県との県境に近い関金町福原集落の一軒家を改修し、**山小屋のような「自然がっこう 旅をする木」を設立し、子どもの「遊びたい（学びたい）」気持ちに寄り添った活動をしている**。

「とっとり森・里山等自然保育認証園」の他、毎日の活動ではないグループや保護者の自主保育グループなど自然を活用した子育てグループもある。

とっとり森・里山等自然保育認証制度

平成27年3月、長野県と並び、全国に先駆けて「森のようちえん」を認証する制度を創設　　現在7園

■目的

近年、多様な保育・幼児教育が求められているなか、県土の約73%が森という鳥取県の恵まれた自然環境において1年を通して野外での保育を中心に行うものを、新たに定めた基準に基づき認証し、豊かな自然環境を活かし、子どもたちが健やかに育つことを目的とする。

■事業の認証 【主な認証基準の概要】

活動時間	・原則、週5日活動すること。うち、週3日は自然フィールドで活動すること ・原則、年間39週活動すること
対象年齢	3歳児（年度中に満3歳となる児童を含む）から就学前児童
人員配置	・保育者は児童6人に1人以上配置し、最低でも2人は配置すること ・保育者のうち1名以上は、保育士または幼稚園教諭であること ・緊急時の医療的対応、定期健康診断等を行う嘱託医を置くこと（保育所と同様）
設　備	【フィールド】活動を行うための自然フィールドが複数あること 【拠点施設】大雨・大雪や冷温から避難でき、または拠点となる施設を備えること
安全対策	安全対策マニュアル（予防、緊急対応両面）を作成し、それに基づき活動すること

とっとり森・里山等自然保育認証制度

■運営費の補助

認証された事業者に対して、利用者数に応じて運営費を補助

【負担割合】県 1／2

【補助基準】以下の1人当たり月額単価により、利用児童数に応じて補助

利用定員区分		月額単価（円）	有資格者加算単価（円）
A	3～12人	29，000	2，700
B	13～18人	25，910	1，800
C	19～24人	24，360	1，350
D	25人以上	23，440	1，080

平成30年度事業費　20，776千円を計上

保育所、幼稚園等とっとり自然保育認証制度

平成２９年３月　保育所、幼稚園が行う自然体験活動に対する認証制度を創設
現在２２園を助成

■事業の認証　【主な認証基準の概要】

実　施　者	県内において、保育所、幼稚園、認定こども園及び届出保育施設を運営している団体
活動計画	・園の活動方針、指導計画等に自然体験活動に関する事項を入れ、計画的に実施すること。 ・活動に当たっては、地域資源を活用し、地域住民の協力を得られるよう努めること。
活動時間	３歳以上児に係る自然体験活動の時間が、園あたり平均して週６時間以上とすること。
活動時の職員体制	・保育所等の配置基準によるものとする。 ・自然体験活動を行う場合は、子どもの人数にかかわらず保育者は最低２人以上とする。
安全対策	・県等が実施する安全対策研修を受講すること。 ・自然体験活動における安全対策マニュアルを作成し、かつ、保育者と保護者に周知すること。 ・避難又は危険回避ができる措置、けがや事故への迅速な体制を確保すること。

■支援制度

認証した園が行う自然体験活動に必要な経費を支援
【補助率】県１／３(市町村は任意)
【補助基準額】1施設２００千円を限度

保育料の負担軽減の充実

①第３子以降保育料無償化（H27.9～）

市町村が、多子世帯の第３子以降の子どもの保育料を無償化する場合に、県がその経費の１／２を支援。

※所得制限及び年齢制限なし

都道府県レベルでの取組は鳥取県が

全国初

これらの保育料無償化支援はとっとり森・里山等自然保育認証園も対象！

②低所得世帯の同時在園の第２子保育料無償化（H28.4～）

市町村が、第３子以降保育料無償化事業と併せて年収約360万円未満の世帯を対象に、第１子と同時在園の第２子の保育料無償化を実施する場合、県がその経費の１／２を支援。

全市町村で保育料無償化を実現

（第３子以降保育料及び低所得世帯同時在園の第２子保育料）

国の無償化対象に　森のようちえんも加えるべき！

第１４回森のようちえん全国交流フォーラムinとっとり

○本年11月2～4日に鳥取県西部の大山で**「第14回森のようちえん全国交流フォーラムinとっとり」**が開催。 →**中四国地方で初開催！**

○全国各地から森のようちえんや幼児教育の関係者が集い、分科会等を開催。

開催日

平成30年11月2日(金)～4日(日)

場所

大山ホワイトパレス(鳥取県西伯郡大山町)

内容(予定)

- 絵本作家 あべ弘士氏や作家 落合恵子氏によるスペシャルトーク
- 各界の著名人等による多数の分科会
- その他、早朝や夜のフリー分科会も

その他

- 最新情報は、とっとり森のようちえん会議公式サイトで！
  http://tottori-morinoyouchien.org/